

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に関する手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めることとされたことに伴い、その再交付手数料に関する規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表第1第6項に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、同表第12項」を「別表第1第11項」に改める。

第5条第2項中「別表第1第12項」を「別表第1第11項」に改める。

附則第5項を削る。

別表第1第6項を削り、同表第7項を同表第6項とし、同表第8項第1号ア中「第9項」を「次項」に、「第11項」を「第10項」に改め、同項を同表第7項とし、同表第9項第1号ア中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同表第8項とし、同表中第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（秦野市行政手続に関する条例の一部改正）

2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第12項」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項」に改める。

第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第12項」を「秦野市手数料条例別表第1第11項」に改める。

議案第37号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、<u>別表第1第11項</u>に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>(証明の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付を郵便で請求する者は、<u>別表第1第11項</u>第1号及び第2号に定める手数料のほか、その送付に係る郵便料を添えなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、<u>別表第1第6項</u>に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、<u>同表第12項</u>に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>(証明の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付を郵便で請求する者は、<u>別表第1第12項</u>第1号及び第2号に定める手数料のほか、その送付に係る郵便料を添えなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p><u>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</u></p> <p>5 <u>別表第1第6項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和5年3月31日までに再交付する場合に限り、徴収しない。</u></p>

別表第1（第2条関係）

1-5（略）

6（略）

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、

別表第1（第2条関係）

1-5（略）

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。） 1枚につき 800円

(1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。

(2) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。

(3) 国外転出により個人番号カードを返納したこと。

(4) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

7（略）

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額。次号において同じ。)をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額

ア 長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(イ及び第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。)による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア)－(ツ) (略)

イ・ウ (略)

(2)－(6) (略)

8 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。)

関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に

これを切り捨てた額。次号において同じ。)をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額

ア 長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(イ及び第3号、第9項第1号ア並びに第11項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。)による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア)－(ツ) (略)

イ・ウ (略)

(2)－(6) (略)

9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。) 関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。第11項において「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第10項において同じ。）のとき。 1件につき4,900円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第10項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

a - i (略)

(ウ) (略)

イ (略)

(2) - (4) (略)

9 - 1 1 (略)

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第11項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第11項において同じ。）のとき。 1件につき4,900円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第11項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

a - i (略)

(ウ) (略)

イ (略)

(2) - (4) (略)

1 0 - 1 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第12項」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項」に改める。

第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第12項」を「秦野市手数料条例別表第1第11項」に改める。